

東京都

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和3年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		4.3E-2	3.3E+0	1.7E+2	177.1
64	エトフェンプロックス	2.1E+2	3.3E+1	2.0E+2	1.5E+2	601.6
117	テブコナゾール				2.2E+1	21.7
139	トラロメトリン			3.3E+1	1.4E+1	47.0
140	フェンプロパトリン			2.5E+1		25.0
153	テトラメトリン	1.9E+3	4.1E+1	2.0E+3	7.1E-1	3,933.7
181	ジクロロベンゼン	4.2E+3	9.2E+2			5,076.8
225	トリクロルホン		3.3E+1			32.7
251	フェニトロチオン		6.4E+2	3.0E+1		669.1
252	フェンチオン	4.7E+1	2.6E+2	4.7E+1		349.1
256	デカン酸				1.7E+1	17.2
350	ペルメトリン	4.2E+2	1.9E+2	2.7E+2	4.0E+2	1,282.9
405	ほう素化合物		5.1E-1	4.8E+2	1.4E+1	494.0
427	カルバリル			1.6E+3		1,579.6
428	フェノプカルブ			1.6E+2	1.0E+3	1,192.0
457	ジクロルボス	8.1E+2	2.9E+3			3,691.5
合 計		7.6E+3	5.0E+3	4.8E+3	1.8E+3	19191.0

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等